

平成 28 年度第 2 回浦安市介護保険運営協議会議事録

1. 開催日時 平成 28 年 8 月 4 日（木） 午後 1 時 15 分～午後 3 時

2. 開催場所 浦安市役所 4 階 S 5 会議室

3. 出席者

（委員）工藤委員（会長）、中澤委員、岡崎委員、井村委員、山上委員、大塚委員、佐山委員、等々力委員、森下委員、大野委員、高橋委員、川田委員、原口委員、グスタフ ストランデル委員

（事務局）新宅健康福祉部長、大塚健康福祉部次長、川嶋介護保険課長、河野高齢者福祉課長、小川猫実地域包括支援センター所長、富永新浦安駅前地域包括支援センター所長、藤川高洲地域包括支援センター所長、関根介護保険課課長補佐、加納保険料係長、奥山主任主事、山田主任主事、岡崎主任保健師、大師堂主任精神保健福祉士

4. 進行

1. 委嘱状交付

2. 市長あいさつ

3. 会長、副会長選出

4. 会長あいさつ

5. 議 題

（1）浦安市高齢者等実態調査、介護保険事業計画策定に伴う基礎調査及び日常生活圏域ニーズ調査について

（2）介護保険事業計画について

（3）生活支援コーディネーターの配置について

（4）介護人材確保事業について

（5）その他

①介護予防マネジメント委託業務追加事業所の承認について

6. 閉 会

5. 会議経過

議題（1）について

委員：要支援の認定を受けている人は、今回の調査対象に含まれますか。

事務局：この事業は高齢者福祉課、猫実地域包括支援センター、介護保険課で行っており、

「要介護認定を受けている方」の調査は介護保険課で行っています。要支援の認定を受けている方はこの「要介護認定を受けている方」の中に入っています。それ以外の高齢者のみの世帯の方や、高齢者一人暮らしの方などは高齢者福祉課が調査を行います。

委員：今回行う調査は以前も行いましたか。

事務局：調査は、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の基礎調査として3年に1度行っています。今回は平成25年度に行いました。

委員：前回と今回では調査の内容が異なっていますか。

事務局：設問項目につきましては、今後関係各課と協議を重ねていきたいと思っています。なお、高齢者福祉課で対象となります高齢者一人暮らしの方や高齢者のみの世帯の方は、3年前は民生委員が戸別訪問でアンケート調査をしましたが、今年度は全て郵送で行います。そこが大きく変わったところです。

他事務局：昨年8月から年間収入280万円以上の方は2割負担になり、また要支援の方については地域独自のサービスを展開するという方針に変わりましたので、これらについての内容は入れていきたいと考えております。

委員：コンサルタント業者は前回と同じですか、また決定は競争入札ですか。

事務局：コンサルタント業者は前回と同じです。決定にあたりましては、プロポーザル方式で選定を行いました。

議題（2）について

委員：事業計画の進行管理について、PDCAサイクルのドゥとアクションはどう違うのでしょうか。

事務局：PDCAサイクルにおいて、ドゥは計画の執行を表しています。次の「C」がこの時期で、第6期の施策はどうだったのかをチェックします。今回の基礎調査で市民の方の意見をいただき、施策の評価をして、見直しを今年度・来年度に行い第7期の計画に反映していきますが、この見直しをアクションとっています。委員の皆様の意見も反映させて第7期の計画策定をしますので、当運営協議会の議論もアクションに繋がっていきます。

他委員：基本はPDCサイクルなんですが、PDCのサイクルの「C」で評価した結果、変更と

なるところがあり、それを次のPDCサイクルに反映していくことをアクションといっているのではないのでしょうか。

事務局：PDCサイクルの「C」で評価だけしてそこで終わる可能性があるので、次にアクションというのを入れているということです。評価をしてそのまま終わりではなく、きちんと活かして次につなげるといった意味のアクションです。

委員：介護サービスの利用についての意見です。事業計画書に平成37年度までのサービス利用の見込みが載っていますが、ほとんどの数字が2倍弱になっていることを皆さんに認識していただきたいと思います。介護サービス見込みが2倍ということは、それを行う看護・介護サービスの人材も2倍にならなければいけないということで、現在介護事業者は介護人材の確保に非常に焦っています。

議題（3）について

委員：介護相談員派遣事業で、介護相談員と生活支援コーディネーターとはどのように違うのでしょうか。

事務局：介護相談員は、介護サービスを提供している施設を訪問し、利用者からサービスに対する不満などの話を聞いた上で、事業者へ報告・サービス改善の提案を行います。利用者と事業者の仲立ち、橋渡しをする役割です。

一方、生活支援コーディネーターというのは、今後介護サービスを受ける高齢者が増えることを踏まえ、要介護度が軽度の方については、多様なサービス主体の担い手を活用し地域の中で支えあっていこうという方針の元、その為の地域資源の掘り起こしや協議会の設置等、地域全体での生活支援の底上げや新たなサービスの創出につながるトータルのコーディネートをする職種です。本市では、平成28年4月から社会福祉協議会に業務委託を行っています。

議題（4）について

委員：要介護度改善ケア奨励事業について、要介護度が低くなるというのは良くなっているということですから、奨励金は良いと思います。ただ実体験から、要介護度改善の認定については腑に落ちないことがありましたので、介護する家族が納得できるような形になればと思います。

事務局：そのような時は、要介護度がなぜ変わったのかということ市役所に問い合わせただければありがたいです。

なおこの事業は、「事業者が頑張ると要介護度を減らすと収入が減る」という制度上

の矛盾を解消するための事業です。他にも何市か同様の事業を行っております。

他委員：この矛盾は介護保険が始まった頃の明白な弱点だったと思われます。悪い介護をすれば介護事業者の収入が上がるというおかしい制度でした。知る限りでは、品川区が一番先にこの事業を始めました。

6. 問い合わせ先

健康福祉部 介護保険課 保険料係 担当 加納・奥山
電話 047-351-1111 内線 15505・15506